

(質問)

地震保険で保険金が支払われるのは、どのような場合ですか。

(回答)

地震保険では建物・家財に「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の損害が生じた場合に、次のとおり保険金が支払われます。損害が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

支払われる保険金 (2017 年 1 月以降始期の契約)

	建 物	家 財
全損のとき	建物の契約金額の全額 (時価が限度)	家財の契約金額の全額 (時価が限度)
大半損のとき	建物の契約金額の 60 % (時価の 60 % が限度)	家財の契約金額の 60 % (時価の 60 % が限度)
小半損のとき	建物の契約金額の 30 % (時価の 30 % が限度)	家財の契約金額の 30 % (時価の 30 % が限度)
一部損のとき	建物の契約金額の 5 % (時価の 5 % が限度)	家財の契約金額の 5 % (時価の 5 % が限度)

支払われる保険金 (2016 年 12 月以前始期の契約)

	建 物	家 財
全損のとき	建物の契約金額の全額 (時価が限度)	家財の契約金額の全額 (時価が限度)
半損のとき	建物の契約金額の 50 % (時価の 50 % が限度)	家財の契約金額の 50 % (時価の 50 % が限度)
一部損のとき	建物の契約金額の 5 % (時価の 5 % が限度)	家財の契約金額の 5 % (時価の 5 % が限度)

(問い合わせ)

連絡先 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼ A D R センター
 電話番号 0 5 7 0 - 0 2 2 8 0 8